

障害者福祉施設 日野恵光 民営化 移管先法人募集要項

岐阜市は、昭和 34 年に知的障がい児の通所施設として恵光学園を設置して以後、知的障害者更生施設の第二恵光学園、知的障害者授産施設として第三恵光学園、さらに加齢に伴い養護老人ホーム「寿松苑」が移転した後を改築して知的障害者更生施設「日野恵光学園」を平成 5 年に設置いたしました。

その後、措置制度から支援費制度、さらに平成 18 年に障害者自立支援法（現障害者総合支援法）が施行され平成 24 年から日野恵光学園は障害者支援施設「日野恵光」として運営しています。

障がい福祉をとりまく環境が大きく変化している中、障がい者の方々が可能な限り自宅やグループホームなど地域で生活していくための障害福祉サービスの利用ニーズは増えており、岐阜市はこれらに対応していく必要があります。このため、「民間にできることは民間に任せる」という基本的な考え方に立って、障害福祉サービス利用者の環境改善を条件に、日野恵光の設置運営を社会福祉法人に移管することとしました。

今回、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日）に日野恵光の移管を受ける社会福祉法人を当要項により募集します。移管を希望される社会福祉法人は、移管申込書に必要事項を記入の上、申し込みをしてください。

申込期間 平成 27 年 3 月 16 日（月）～平成 27 年 4 月 17 日（金）

平成 27 年 2 月

岐阜市

1 日野恵光の概要

平成 26 年 4 月 1 日

名称	岐阜市立日野恵光
区分	障害者支援施設
所在地	岐阜市日野東 4 丁目 10 番 9 号
敷地面積	9200.8 m ² (内借地 1971.21 m ²)
建物延面積	1499.68 m ² ・作業棟 46.37 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建・作業棟軽量鉄骨造平屋建
建設年月	平成 5 年 4 月 全面改装 (昭和 45 年建設)
サービス種類	施設入所支援 定員 30 人 (男 18 人・女 12 人) 生活介護 定員 40 人 短期入所 定員 4 人 (男 2 人・女 2 人) 日中一時支援 併設型
正規職員 ※1	管理者 1 人 サービス管理責任者 1 人 事務員 1 人 生活支援員 11 人 看護職員 1 人
嘱託職員 ※2	生活支援員 4 人 栄養士 1 人
嘱託医 ※3	内科医 1 人

※1 正規職員→38.75 時間/週勤務

※2 嘱託職員→28.75 時間/週勤務

※3 嘱託医→数時間/月

生活支援員及び看護職員の最低配置基準は 14.66 人

◎給食業務は外部委託

2 移管条件

(土地)

- (1) 移管先法人 (以下、「法人」という。) において、通所利用者が引き続き利用できるよう配慮して岐阜市内 (以下、「市内」という。) に土地を確保し、移管後 10 年以内に施設を建替え、移転すること。なお、土地を一部借地により確保する場合は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 20 年厚生労働省告示第 384 号) に規定する処分制限期間 (処分制限期間が 30 年に満たない場合は、30 年) 以上の地上権又は賃借権を設定すること。
- (2) 建替え移転までの最長 10 年間、現在の土地は使用貸借契約による無償貸与 (以下、「無償貸与」という。) とする。なお、無償貸与土地について、施設を建替え移転した場合や移管後 10 年以内に建替え移転をしなかった場合は契約を解除するものとし、その場合において、当該土地に投じた維持管理等の必要費、改良費等の有益費、その他費用があっても岐阜市

に請求しないものとする。また、移管後 10 年以内に建替え移転しなかった場合には、法人は移管後に日野恵光用地として岐阜市が支払った借地料と岐阜市使用料徴収条例（昭和 39 年岐阜市条例第 10 号）により算定した移管後の使用料の合計額を限度として岐阜市が請求する額を賠償金として支払うものとする。

（建物及び設備備品等）

- （3）建替え移転までの最長 10 年間、現在の建物及び設備備品等（以下、「建物等」という。）は、無償貸与とする。ただし、建物等は、現状有姿のまま隠れた瑕疵については一切の責任を負わない。なお、無償貸与建物等について、施設を建替え移転した場合や移管後 10 年以内に建替え移転をしなかった場合は契約を解除する。
- （4）貸与を受けた建物等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス等及び地域との協働により実施する事業以外の目的に使用しないこと。なお、移管後の維持・修繕等に係る費用は、移管先法人の負担とする。その場合において、当該建物等に投じた維持管理費等の必要費、改良費等の有益費、その他費用があっても岐阜市に請求しないものとする。

3 法人の条件

（応募資格）

- （1）運営する事業所がすべて岐阜県内（以下、「県内」という。）にある社会福祉法人で、下記の条件のいずれかを満たすもの。ただし、所轄庁が実施した法人及び施設指導監査において特に問題が認められないこと。
 - ① 県内に法人本部がありかつ岐阜圏域（※1）において障害者総合支援法に基づく障害者支援施設を運営している。
 - ② 市内に法人本部がありかつ市内において障害者総合支援法に基づく短期入所事業所を運営している。
 - ③ 市内に法人本部がありかつ市内において平成 26 年 3 月末時点において障害者総合支援法に基づく共同生活介護事業所を運営し、引き続き共同生活援助事業所を運営している。
 - ④ 市内に法人本部がありかつ市内において老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく特別養護老人ホームを運営している。

※1 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町の 9 市町

(運用財産)

- (2) 法人の運用財産として、従前から運営している事業に必要な運用財産に加え、移管事業の運転資金として移管事業所の年間事業費(※2)の12分の2以上に相当する現金又は普通預金等を有していること。

※2 添付書類No.18「平成29年度日野恵光予算見込書」の事業費収入

<参考>平成25年度日野恵光介護給付費等収入実績(単位数:965/1000)
(単位:千円)

生活介護 + 施設入所	基本報酬	生活介護	86,499
		施設入所支援	39,058
	食事提供体制加算		881
	欠席時対応加算		75
	福祉専門職員配置等加算Ⅰ		929
	人員配置体制加算Ⅲ		3,437
	夜勤職員配置体制加算		4,910
	重度障害者支援加算Ⅱ		2,253
	入院・外泊時加算Ⅰ		755
	入院・外泊時加算Ⅱ		120
	生活介護初期加算		18
	施設入所初期加算		212
	小計		139,147
短期入所	基本報酬		2,389
	短期利用加算		107
	栄養士配置加算(非常勤)		45
	食事提供体制加算		256
	小計		2,797
一日中	基本報酬		510
	食事提供体制加算		84
	小計		594
総計		142,538	

(法人組織)

- (3) 地域との連携等を図るため、移管時以降、法人組織の理事又は評議員に施設の存在する地域全体を基盤とする組織(まちづくり協議会、自治会連合会等)等からの代表が1名以上いること。

4 施設運営等の条件

(職員構成)

- (1) 移管後の管理者及び従業者（サービス管理責任者と生活支援員等の直接支援に従事する者）は市の定める配置基準に基づき資格要件等を満たす者の配置を行うこと。
- (2) 移管時の従業者（サービス管理責任者と生活支援員等の直接支援に従事する者）の構成については、社会福祉事業に3年以上従事した者が3分の1以上含まれること。

(障害福祉サービス等)

- (3) 移管後も引き続きサービスの利用を希望する者に障害福祉サービス等の提供を継続することとし移管時において実施する障害福祉サービス等は「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」「日中一時支援」とする。

(支援の引継ぎ)

- (4) 移管後の円滑な運営を図るため、移管後の施設に勤務する職員（管理者、サービス管理責任者、生活支援員等）に対して移管前に引継ぎを行う。なお、サービス管理責任者、生活支援員等については、平成29年1月4日から3月31日まで連続した引継ぎを予定している。引継ぎの際は、市が指示する引継ぎに必要な職員を配置すること。ただし、平成29年3月31日に嘱託職員等として日野恵光に勤務している予定の者が移管後に法人職員として引き続き勤務する場合には、市が認める人数を引継ぎに就く配置職員の員数から除くことができる。

(職員の資質向上)

- (5) 管理者は従業者（サービス管理責任者と生活支援員等の直接支援に従事する者）の資質向上のため積極的に外部の研修等に参加させ、全従業者間での情報共有に努めること。

(市が行う措置への協力)

- (6) 市が行う知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）等に基づく住所地が不明な知的障がい者等の措置について、積極的に受託すること。

(市職員の派遣)

- (7) 移管後の円滑な運営を図るために「岐阜市公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年岐阜市条例第2号）」に基づき1年間派遣する市職員（3人を予定）を受け入れること。また、市と法人との協議に基づき移管後3年間は市職員を派遣することができることとし、派遣期間は1年単位とする。

(施設運営)

- (8) 障害福祉サービス等の定員、開設時間、休日については、移管前と同様とする。変更する際には市と事前に協議すること。
- (9) 移管決定後から利用者、利用者の家族、地域関係者との話し合いの場を設置し、施設の運営等について話し合い、地域に根ざした施設づくりに努めること。
- (10) 施設運営にあたり「岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年岐阜市条例第 64 号）」「岐阜市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年岐阜市条例第 65 号）」「岐阜市地域生活支援事業の事業者登録に関する基準を定める要綱」等の関係例規に従い運営を行うこと。
- (11) 社会福祉法（平成 26 年法律第 45 号）、障害者総合支援法等の関係法令及び関係通達を遵守すること。
- (12) 岐阜市地域防災計画に基づく「災害時における社会福祉施設への避難者受け入れに関する協定」を締結すること。
- (13) 利用者の個々の障がい特性を十分認識し、職員の協力体制、利用者の家族等との緊密な連絡体制、警察等地域の関係機関との連絡体制を確保し、利用者の安全確保に努めること。

(食事の提供)

- (14) 食事の提供において、利用者の個々の特性に十分留意して提供すること。

(従来 of 運営方法の継続)

- (15) 施設の運営等は可能な限り従来 of やり方を引き継ぐこと。従来 of やり方を変更する場合には、あらかじめ利用者・利用者等の家族等に説明し、同意を得ること。

(名称)

- (16) 移管後、施設の建替えまでの間は「日野恵光」の名称を継承すること。

(費用徴収)

- (17) 日常生活において必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものの実費を徴収するにあたっては、あらかじめ利用者等に対し説明を行い、同意を得ること。また、寄付金を募集する際には利用者、利用者の家族等にその趣旨を十分に説明し、利用者、利用者の家族等に寄付金を強要しないこと。また募集する場合には、募集の期間、方法及び用途等を明らかにした書面を市に提出し、承認を受けること。また、その結果を市へ報告すること。

(苦情窓口)

(18) 利用者からの苦情を受けるための窓口を設置すること。

(福祉サービス第三者評価)

(19) 移管後 3 年以内に「岐阜県福祉サービス第三者評価」を受審すること。
その後も 5 年に 1 回を目途に定期的に受審すること。

5 その他の条件

(市の助成)

(1) 移管後 10 年以内に建替えることを条件としている施設建設においては、「岐阜市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱」に基づき助成を行う。 ※平成 26 年度上限額 233,200 千円

(2) 移管後の円滑な運営を図るため行う移管前の引継ぎに係る経費及び移管後の市職員派遣の受入れに要する経費に対して助成を行う。

(修繕等工事)

(3) 移管前に移管後の安定的な施設運営を担保するため、移管時までには使用不能が予測される機械設備等の修繕等工事及び移管時までには発見された修繕等を要する工事であって特に緊急を要する修繕等工事を実施する。

6 募集要項及び申込受付等

(1) 募集要項の配布及び申込受付場所

岐阜市役所 障がい福祉課 (本庁舎高層部 1 階)

福祉政策課 (本庁舎高層部 4 階)

○募集要項の配布期間

平成 27 年 2 月 16 日 (月) ~平成 27 年 4 月 17 日 (金)

(2) 申込書等様式

岐阜市ホームページよりダウンロードして使用してください。

(URL : <http://www.city.gifu.lg.jp/>)

(3) 申込期間

平成 27 年 3 月 16 日 (月) ~平成 27 年 4 月 17 日 (金)

(土、日曜日及び祝日を除く平日) 午前 8 時 45 分~午後 5 時 30 分

※郵送不可

○日野恵光現地説明会

平成 27 年 2 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分より

現地説明会参加を希望される法人は障がい福祉課指導係へ電話にて

平成 27 年 2 月 24 日 (火) 午後 5 時 30 分までにご連絡ください。

(4) 提出部数

全てA4サイズで、正本、副本※それぞれ1部提出。

※副本については、

- ・すべて片面印刷（白黒、裏面白紙）であること。
- ・ステープル止め、穴あけ、インデックス、索引等をしないこと。

(5) その他 応募に関して必要となる一切の費用は応募しようとする法人の負担とします。

7 選考方法

(1) 岐阜市障害者福祉施設移管先法人選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において選考します。

(2) ①資格・基礎審査

応募のあった法人から提出された書類について、応募資格の有無、移管条件を満たしているか、関係する法令を満たしている（または満たすことができる）か、提出された書類に不備がないか等を審査します。

②書類審査及び面接

岐阜市が定める評価項目（別表のとおり）及び評価基準に基づき、選考委員会が、書類審査、面接（ヒアリング30分程度）を行い選考します。
※面接は、法人及び施設の運営、経理、サービスの提供などについてのヒアリングを行う予定ですので、1法人から3名までの出席（サービス管理責任者は出席が望ましい）とします。

(3) 選考委員会は非公開とします。

(4) 選考委員会における選考を踏まえ、平成27年11月頃に岐阜市長が移管先法人を決定します。決定後は、応募された法人に結果を通知します。

(5) 選考委員会の選考の結果、移管に適切な法人がないと判断された場合等は、応募した法人から移管先法人を選定しないことがあります。

8 その他

(1) 選考委員会において、追加で資料の提出を依頼することがあります。

また、選考委員会による審議により、本要項記載の移管条件等以外の条件等を付す場合があります。

(2) 面接に出席する者が公務員である場合は、移管先選定に係る面接に出席し、また、移管が決定した場合には利用者の家族等との懇談会に出席することについて、任命権者の許可を得られる者に限ります。

(3) 審査の打ち切り、選定の取り直し

以下のいずれかに該当した場合には、審査の打ち切り又は選定を取り消

すことがありますので、留意してください。

- ① 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 募集要項の内容に違反した場合
- ③ 応募した法人の役員、職員もしくはその関係者が、委員会委員又は岐阜市職員に対して応募内容の採否に係る働きかけを行った場合
- ④ 応募した法人の役員、職員もしくはその関係者が、給付費等を不正に受給するなど反社会的な事由が判明した場合その他市民の疑惑や不信を招くような行為が判明した場合

(4) 質問の方法及び回答方法

質問の趣旨を簡潔にまとめ、障がい福祉課指導係まで連絡の上、質問票により電子メールまたはファックスにてお問い合わせください。質問に対する回答は平成 27 年 3 月 16 日（月）にホームページに掲載します。なお、質問受付期間を過ぎてからの質問には、一切回答しません。また、回答の内容は、本要項と同等の効力を有するものとします。

○質問受付期間 平成 27 年 2 月 25 日（水）～平成 27 年 3 月 4 日（水）

○メールアドレス：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

F A X：058-265-7613（障がい福祉課）

件名：「(質問) 日野恵光民営化について」

9 申込書 添付書類一覧

移管申込書（様式 1）を先頭にして、以下の順番によること。

No.	添付書類	様式
1	社会福祉法人概要説明書	様式 2-1、2-2
2	応募を決定した理事会等の議事録（写）	任意の様式
3	法人の履歴事項全部証明書 （平成 27 年 2 月 1 日以降発行のもの）	—
4	定款（写）	—
5	法人代表者の履歴書	様式 3
6	理事・監事の履歴書	様式 3
7	法人の平成 24、25、26 年度の決算書	任意の様式
8	指導監査に係る業務別（法人含む）是正改善を要する事項 に対する報告書（写）（平成 24 年度から平成 26 年度実施分）	—
9	就業規則・給与規程（退職手当含む）・給与表	—
10	法人の平成 26、27 年度予算書	任意の様式
11	管理者の履歴書（決定していない場合、注意事項(5))、 選任確約書（決定していない場合）	様式 3、4

12	管理者の資格証明書又は実務経験証明書（写） （決定していない場合、注意事項（5））	任意の様式 様式 5
13	管理者の就任承諾書（決定していない場合、注意事項（5））	任意の様式
14	サービス管理責任者の履歴書（決定していない場合、注意事項（5））、選任確約書（決定していない場合）	様式 3、4
15	サービス管理責任者の資格証明書、研修修了証、実務経験証明書（写）（決定していない場合、注意事項（5））	任意の様式 様式 5
16	サービス管理責任者の責務についての考え方	様式 6
17	サービス管理責任者の就任承諾書 （決定していない場合、注意事項（5））	任意の様式
18	平成 29 年度日野恵光予算見込書	任意の様式
19	施設の運営に関する書類	様式 7-1～7-5
20	職員配置及び採用計画に関する書類	様式 8
21	施設の整備方針に関する書類	様式 9
22	パンフレット等（現在運営している施設等の紹介等）	—
23	年間事業費の 12 分の 2 以上を確保するにあたって、その資金を証する書類（預金残高証明書等） 又は、年間事業費の 12 分の 2 以上を確保できることを証する書類（贈与契約書等贈与が確実であることを証する書類又は寄付以外の場合にその資金を証する書類）	—

※注意事項

- (1) 提出した書類は返還しません。
- (2) 法人の押印は理事長印とすること。
- (3) 添付書類で（写）とされているものについては、正本の添付書類のみ原本証明をし、副本の添付書類には原本証明しないこと。
- (4) 添付書類No.7 の平成 26 年度の決算書については、申込期間にかかわらず、法人の理事会で認定を得た後に提出すること。
- (5) 添付書類No.11 及びNo.14 の選任確約書を提出する場合は、面接出席者の報告時まで選任し、次の書類を提出すること。
 - 管理者
履歴書、資格証明書又は実務経験証明書（写）、就任承諾書
 - サービス管理責任者
履歴書、資格証明書、研修修了証、実務経験証明書（写）、就任承諾書
- (6) 添付書類No.16 については、就任承諾書と併せて提出すること。
- (7) 添付書類No.18 の作成にあたっては、建替え移転までの間は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基

準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）に規定する「地方公共団体が設置する」場合の所定単位数（965／1000）で算定するよう留意すること。

（8）添付書類No.22 については提出可能な場合のみ提出すること。

10 問い合わせ先

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地

岐阜市役所本庁舎高層部 1 階 福祉部障がい福祉課指導係

TEL：058-214-2136（直通）FAX：058-265-7613

e-mail：fj-shougai@city.gifu.gifu.jp

別表 評価項目

審査項目	審査内容
1 安定した経営の確保	① 知的障害者支援施設の運営方針
	② 法人の経営
2 信頼できるサービスの提供	① サービス提供の基本理念
	② サービス管理責任者の経験
	③ 相談
	④ 食事
	⑤ レクリエーション等
	⑥ 非常災害対策
	⑦ 医療機関との連携
	⑧ 地域・家族等との連携
3 サービスの質の確保、向上に対する取り組み	① 職員確保
	② 職員の資質向上
4 施設整備	① 施設整備用地
	② 施設建設
	③ 通所利用者への配慮